





四海外旅行保険



海外での 海外での

ブル発生!! まずはご相談ください。

日本語 対面デスク

海外主要55都市の中心部に設置されています。 現地事情に精通したスタッフが、対面またはお電話にて 親切にご相談を承ります。



海外55都市に設置

ヨーロッ	J	۴۰	ア	フ	עי	力地	区
		7	却	П			

- ●ロンドン ●ウィーン
- ●アテネ
- ●□−マ
- ●ブダペスト
 - イスタンブール
- ●マドリード
 - ●バルセロナ ●プラハ
- ●ジュネーブ ●アムステルダム ●ドバイ ●フランクフルト ●コペンハーゲン

ハワイ・アメリカ・カナダ・中南米地区 12都市

- ●ホノルルラウンジ ●オーランド
- ●ロサンゼルス ●バンクーバー
- ●サンフランシスコ ●トロント
- ●ラスベガス ●カンクン
- ●ニューヨーク ●リマ シカゴ ●サンパウロ

アジア・オセアニア・ミクロネシア地区

26都市

- ●バリ ●台北
- ●マカオ ●シンガポール ●マニラ
- ●グアム ●サイパン
- ●北京 ●クアラルンプール ●シドニー ●大連 ●バンコク ●ホーチミン

●釜山●ジャカルタ

- ●ゴールドコースト ●フィジー
- ●ケアンズ ●ソウル ●シェムリアップ ●パース
 - ●オークランド

(2016年8月現在)

●クライストチャーチ

ニューデリー

さらに こんな時に

お客さまのより楽しく、快適な旅を可能にするために…。 美味しいレストラン、有名な観光地を教えて欲しいなど、旅先でお気軽にご相談ください。

●香港

●上海

こんなサービスをご提供しています。

情報・案内サービス

◆ホテル ◆都市情報 ◆レストラン ◆観光地 ◆ショッピング ◆フライト ▲交诵機関 など

予約・手配サービス

◆航空座席の予約確認 ◆レストラン ◆エンターテイメントチケット ◆航空券 ◆リムジン ◆オプショナルツアー など









※ご利用時の注意事項

- (1)上記の「情報案内サービス」のご利用は無料ですが、予約・手配によって発生した実費はお客さまのご負担となります。
- (2)旅行出発前に日本から上記サービスを依頼することはできません。

旅先で病気やケガに…。安心・簡単・便利に現地で治療が受けら

キャッシュレス 提携病院

キャッシュレス提携病院では、お客さまが治療費を現金やカード で立て替え払いすることなく、安心して受診いただけます。 海外300ヶ所を超える医療機関がご利用いただけます。 (この海外旅行保険の補償対象となる治療に限ります。)



富士火災は、旅の保険のコンシェルジュ。 あなたの素敵な旅をサポートします。

コンシェルジュ…地域情報などの案内人。コンシェルジェともいいます。

[3]

24時間・365日いつでも対応します。

24時間緊急 ダイレクトコール

緊急に直接日本のスタッフに連絡を取りたいときには、東京に 無料でダイレクトコール(またはコレクトコール)が可能です。



[4]

海外でも「その場で」保険金をお支払いします。

保険金現地支払いサービス

海外47都市の日本語対面デスクでは、病気やケガのためお客さまが支払った薬代や病院までの交通費などについて、帰国を待たずに現地で保険金をお支払いすることが可能です。旅先での経済的負担を軽減できます。(総額5万円まで、保険の対象となる治療の場合に限ります。)



※以下の8デスクは当サービスを行っていません。 ブラハ、ドバイ、北京、大連、上海、釜山、グアム、ニューデリー

5

海外旅行の楽しみは、出発前から始まっています。

たび情報局

旅先での予定をたて、現地での行動の想像を膨らませて、出発前から気分はワクワクドキドキ・・・。でも現地でのトラブルなど不安も。「たび情報局」にアクセスしていただくと、現地滞在中に必要な医療事情や安全情報など、生の情報が満載です。



お客さまの快適なご旅行をサポートするために、 インターネットで現地の最新情報をお届けします。

ご利用方法(インターネットによるサービス)

http://life.wti.ne.jp/fujikasai/

「海外安心サービスガイド」に記載 されているパスワードを入力 「掲載国・都市リスト」から 欲しい情報を選択

(ご注意)●ご利用の情報料金は無料ですが、通信料はお客さまのご負担となります。



富士火災はジェイアイと提携し、 充実した上記のサービスをご用意しています。

富士火災海上保険株式会社は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社と提携し、日本からの海外旅行者の皆さまが安心してご旅行をお楽しみいただけるよう、きめ細かなサービスでサポートいたします。

- ※上記サービスは、ジェイアイ傷害火災保険株式会社が提供します。
- ※上記サービスは、被保険者(保険の対象となる方)がご利用いただけます。
- ※上記サービスのご利用にあたり、保険証券やインシュアランスカードなどご契約の確認ができるものをお持ちくださいますようお願いいたします。 ご持参されていない場合は、上記サービスが受けられない場合があります。
- ※上記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

海外でのアクシデントやトラブル・・・。 こんな時に、富士火災の海外旅行保険

CASE 1

ケガをした、体調を崩した…。 (治療・救援費用〈治療費用部分〉)

- ◎旅行中に交通事故にあい、ケガをした。
- ◎現地でカゼをひいたり、食あたりにあった。



CASE 2 突然の入院・・・。家族も現地に急行!! (治療・救援費用〈救援費用部分〉)

◎継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に 来てもらった。



CASE 3 ついうっかり、他人に迷惑をかけた。

(個人賠償責任)

- ◎誤って、免税店の陳列商品を壊してしまった。
- ◎ホテルの浴室の水を出しっ放しにし、客室を水浸しにしてしまった。 などの法律上の損害賠償責任を負ったとき。



CASE 4

大切な物が盗まれた、壊れた。 (携行品〈身の回り品〉)

- ◎旅行カバンを盗まれた。
- ◎デジタルビデオカメラを落として、壊してしまった。
- ◎空港での荷物検査の際に、スーツケースのカギが破損した。
- ※補償の対象となる携行品は、被保険者が所有または他人から旅行開始前に 無償で借りた物に限ります。レンタル品などは補償の対象となりません。



CASE 5 飛行機が飛ばない、遅れた…、荷物が届かない!! (旅行中のアクシデントによる緊急費用〈旅行事故費用〉)

- ◎搭乗時に航空会社に預けた手荷物の到着が6時間以上遅れ、当面 必要な身の回り品を購入した。
- ◎悪天候や機体の異常などで航空機の出発が6時間以上遅れたために、 宿泊費、食費、交通費(代替となる他の交通手段を利用した場合も含み ます。)、国際電話代、旅行サービスの取消費用を負担した。
- ◎旅行行程中にゴルフバッグの盗難にあい、参加予定のツアーをキャンセルしたことにより、キャンセル費用を負担した。
- (注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の証明がなされる偶然な事故が対象となります。



海外事故実例

(2005年~2010年)

データ提供:ジェイアイ傷害火災保険株式会社

フランス

地下鉄でスリに遭い、追いかけた際に階段を飛び降り足を強打。かかとの骨折と診断され、看護師が付き添い帰国後、62日間入院・手術。

315万円

エジプト

クルーズ中に呼吸困難を 訴え船医の受診後、下船し 病院へ搬送。膿胸と診断さ れ13日間入院。家族が駆 けつける。

538万円

ニハワイ

往路機内で意識がもうろうとし、 到着後救急車で搬送。肺炎・脳梗 塞と診断され37日間入院。家族 が駆けつける。医師・看護師が付 き添いチャーター機で医療搬送。

3,843万円

* 中

観光中濡れた道で転倒。脛骨・ 腓骨の骨折と診断され合併症の 危険性があることから、医師・看 護師が付き添いチャーター機で 医療搬送。帰国後61日間入院。

玉

1,025万円

オーストラリア

ホテルで入浴中に嘔吐し、 失神。敗血症と診断され 9日間入院。家族が駆けつ ける。

350万円

ご契約タイプと保険料

■短期(保険期間31日まで)のご契約用

(※)保険期間(保険のご契約期間)は旅行開始日より数えます(初日算入)。例えば、6月1日から6月6日までのご旅行の場合、6日間となります。

	ご契約タイプ	601	602	603	604
/	傷害死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
保険	傷害後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
保険金額(ご契約金額	疾 病 死 亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円
部 (ブ	治療・救援費用	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円
契	個人賠償責任(自己負担額0円)	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
約	携行品(自己負担額0円)	20万円	25万円	30万円	50万円
額)	旅行事故費用	5 万円	5万円	5 万円	5 万円
	入院一時金				3 万円
	1日まで	2,000円	2,850円	3,650円	4,680円
	2日まで	2,730円	3,650円	4,530円	5,760円
	3日まで	3,460円	4,460円	5,390円	6,810円
	4日まで	4,130円	5,170円	6,130円	7,660円
	5日まで	4,840 円	5,960円	6,970円	8,730円
	6日まで	5,510円	6,680円	7,730円	9,630円
	7日まで	6,130円	7,380円	8,470円	10,540円
	8日まで	6,570円	7,870円	8,990円	11,210円
保	9日まで	6,970円	8,300円	9,440円	11,770円
険	10日まで	7,390 円	8,760円	9,940円	12,410円
料	11日まで	7,780 円	9,190円	10,400円	12,980円
料(1名あたり)	12日まで	8,190円	9,650円	10,880円	13,600円
名表	13日まで	8,600円	10,100円	11,370円	14,240円
たった	14日まで	8,980円	10,500円	11,790円	14,770円
5	15日まで	9,360円	10,920⊟	12,240円	15,340円
	17日まで	9,850円	11,480円	12,840円	16,100円
	19日まで	10,630円	12,350円	13,760円	17,290円
	21日まで	11,390円	13,180円	14,650円	18,420円
	23日まで	12,170円	14,050円	15,560円	19,620円
	25日まで	12,960円	14,910⊟	16,500円	20,830円
	27日まで	13,720円	15,760円	17,390円	21,990円
	29日まで	14,510円	16,620円	18,320円	23,180円
	31日まで	15,220円	17,420円	19,160円	24,270円
	a				

■ご契約にあたってのご注意

- 1. 保険期間(保険のご契約期間)は、旅行期間に合せてご契約ください。
- 2. 上記の各ご契約タイプには次の特約がセットされています。

傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障害保険金支払特約、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約、個人賠償責任特約、携行品特約、旅行中の事故による緊急費用特約、入院一時金支払特約※

※入院一時金支払特約は、ご契約タイプ604にのみセットされます。

- 3. 携行品の保険金額が30万円を超えるご契約の場合であっても、盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じて30万円 を保険金のお支払限度とします。
- 4. 以下のa.b.のいずれかに該当する場合、傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約(傷害総合保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険などでおケガによる死亡を補償する保険)と合算して、それぞれ1,000万円まででご契約ください。
 - a. 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - b. 契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合

なお、ご旅行の内容などによっては、1,000万円を超えるご契約のお引受けが可能な場合もありますので、ご希望の場合には、取扱代理店・営業社員まで お問い合わせください。

- ●上記契約タイプ以外のご契約をご希望される方は、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- ●ご家族でご旅行される方には家族旅行用のプランもご用意しております。
- ●保険期間が3か月を超えるご契約については、お引受けできませんのでご了承ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が、海外旅行の目的をもって

海外旅行保険のご説明 ご自宅を出発されてから、ご自宅に帰着されるまでの旅行行程中をいいます。 補償項目 保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金 保険金をお支払いできない主な場合 (特約) ①次の事由によるケガ ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取る 被保険者が、海外旅行中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡 傷 廖害死亡 べき者の故意または重大な過失 された場合に、傷害死亡保険金額の全額(注)をお支払いします。 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* (注) 傷害死亡保険金をお支払いする原因となったケガに対して、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、 •放射線照射、放射能汚染 傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額となります。 無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用 しての運転中に生じた事故 •闘争行為、自殺行為、犯罪行為 •脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産 被保険者が、海外旅行中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体 傷後 遺障 に後遺障害を被られた場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%の額を ②むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏 付けるに足りる医学的他覚所見のないもの お支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通じて傷害後遺障害保険金額(100%)を限度と 害害 (傷害死亡は除きます。) します。 ③旅行開始前、終了後に被ったケガ など 被保険者が、次の①~③のいずれかに該当した場合に、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 次の事由によって生じた病気による死亡 ①海外旅行中に病気により死亡された場合 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取る ②海外旅行開始後に発病された病気がもとで旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行 べき者の故意または重大な過失 疾 終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* (旅行終了後に発病された病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。) ③放射線照射、放射能汚染 ③海外旅行中に感染された特定の感染症(治療・救援費用の【下欄】に同じ)によって、旅行終了日からその ④闘争行為、自殺行為、犯罪行為 日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤妊娠、出産、早産、流産が原因の病気 など ⑥歯科疾病 ●傷害治療費用部分 次の傷害・疾病治療費用部分および救援費用部分に記 ●傷害治療費用部分 被保険者が、海外旅行中の事故によるケガがもと 載する各費用を保険金としてお支払いします。なお、お 傷害後遺障害部分に同じです。 で、医師の治療を受けられた場合 支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき、傷 ●疾病治療費用部分 害・疾病治療費用部分と救援費用部分を合計して治療・ ●疾病治療費用部分 ①次の事由によって発病した病気 救援費用保険金額を限度とします。 被保険者が、次の①、②のいずれかに該当した場合 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取る ①海外旅行開始後に発病した病気がもとで、旅行 ●傷害·疾病治療費用部分 べき者の故意または重大な過失 終了後72時間を経過するまでに医師の治療を 被保険者が実際に支出した次の費用のうち社会通念上 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* 受けられた場合(旅行終了後に発病した病気につ 妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事 •放射線照射、放射能汚染 いては、原因が旅行中に発生したものに限ります。) 故の発生の日、病気の場合は初診の日からその日を含 •闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ②海外旅行中に感染した下欄の感染症がもとで、 めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ②むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏 旅行終了日からその日を含めて30日を経過する 付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送 までに医師の治療を受けられた場合 費、病院が利用できない場合や医師の指示により静 ③妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因 【下欄】②の感染症とは次の各病気をいいます。 養する場合のホテル客室料などを含みます。) の病気 ②治療のため必要になった通訳雇入費用、交通費 ④歯科疾病 コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ 熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象) ⑤旅行開始前に発病した病気(既往症) など 症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コ ④入院のため必要になったa.国際電話料等通信費、b.身 ●救援費用部分 ンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リ の回り品購入費。ただし、1回のケガ、病気につきb.は 次の事由により、左記「保険金をお支払いする 5万円を限度、a.とb.合計で20万円を限度とします。 主な場合」に該当した場合 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接 ッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタ ①保険契約者、被保険者の故意または重大な 治療·救援費用 帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた ウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエン 過失(自殺により死亡された場合を除きます。) 金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の 4)放射線照射、放射能汚染 ●救援費用部分 消毒費用(病気の場合のみ対象となります。) ⑤闘争行為、犯罪行為、自殺行為(死亡された 被保険者が、海外旅行中に次のいずれかに該当 **%** (注)上記いずれの場合も、カイロプラクティック、鍼、灸による治療 場合を除きます。) した場合 のために支出した費用については保険金をお支払いしません。 ⑥むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏 ①事故によるケガがもとで、事故の発生の日から 付けるに足りる医学的他覚所見のないもの その日を含めて180日以内に死亡された場合、 ●救援費用部分 ⑦妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因 または、3日以上続けて入院された場合 保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の の病気による入院 ②病気により死亡された場合 費用のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ⑧歯科疾病による入院 ③病気を発病し、旅行終了日からその日を含めて ①捜索救助費用 ⑨無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用 30日以内に死亡された場合、または、3日以上 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救 しての運転中に生じた事故による入院

- 続けて入院された場合(注)
- ④搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難した場合
- ⑤山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー などの山岳用具を使用するものをいいます。以下 同様とします。)中に遭難された場合、または、下山 予定日の翌日午前0時以降48時間を経過して も下山せずかつ警察などの公的機関に被保険者 の捜索を依頼された場合
- ⑥事故により生死が確認できない場合(無事が確認 できた後に発生した費用は対象となりません。)ま たは緊急捜索・救助活動が必要な状態となったこと が警察などの公的機関により確認された場合 など (注)旅行中に医師の治療を開始された場合に限ります。
- 援者3名分まで)
- ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者3名 かつ1名につき14日分まで)
- ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万 円まで)
- ⑤現地からの移送費用(注)
- ⑥遺体処理費用(100万円まで)
 - ※葬儀費用(式場費等)などの遺体処理とは直接関係 のない費用は含みません。
- (注)払戻しを受けた金額、負担することを予定されていた金額、 傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引き ます。

など

人賠償責任

被保険者※1が、海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与え、法律上の損害賠償 責任を負われた場合に、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。(注1) また、損害の防止・軽減、訴訟・示談に要した費用など^(注2)を損害賠償金とは別にお支払いします。

- ※1:被保険者が責任無能力者の場合には、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った 場合も保険金をお支払いします。
- ※2:レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、ホテルの客室および客室内の動産 (セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)、住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(建物全体 を賃借している場合を除きます。)を含みます。
- (注1)損害賠償金の額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。
- (注2)損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などに対して も保険金をお支払いできる場合があります。
- ○事故の際、弊社は被害者の方と直接示談交渉はいたしません。弊社にご相談いただきながら被保険者ご自身が示談交渉 してください。

- ①次の事由によって生じた賠償責任
- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取*
- •放射線照射、放射能汚染
- ②職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ③航空機、船舶、車両(ヨット、水上オートバイ、 ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使 用中のスノーモービルを除きます。)、銃器 の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ④左記(※2)以外の受託品に関する賠償責任
- ⑤同居および同行者の親族に対する賠償責任

補償項目 (特約)	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合			
携行品	海外旅行中に被保険者の携行 損害を受けた場合に、携行品1 をお支払いします。なお、お支 ※1 携行品とは、被保険者が所有 次の物は携行品に含まれまし 【携行品に含まれない主な物】 現金、小切手、クレジットカード、定 サーフィンなどの運動を行うための ※2 修理費または時価額のいず 費、宿泊費を含みます。)を、3 (注)携行品保険金額が30万円を については、保険期間を通し	①次の事由によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ・無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・置き忘れまたは紛失 ・差し押え、破壊などの公権力の行使(空港などの安全確認検査での錠の破壊などを除きます。 ②携行品の欠陥または自然の消耗、さび変色、虫食い ③機能に支障のない外観の損傷				
傷治 療 費 害用	治療・救援費用の傷害治療 費用部分に同じです。 <フリータイプのみ>	1回のケガ、病気の治療に要した費用*のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。また、お支払いする保険金は、1回のケガまたは病気につき、それぞれ傷害治療費	治療・救援費用の傷害治療費用部分に同じです。			
疾治療費 病用	治療・救援費用の疾病治療費用部分に同じです。	用保険金額または疾病治療費用保険金額を限度とします。 ※治療・救援費用の傷害・疾病治療費用部分の①~⑦に同じです。(③はケガの場合のみ、⑦は病気の場合のみ対象となります。) (注)カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いしません。	治療・救援費用の疾病治療費用部分に 同じです。			
救援者費用	治療・救援費用の救援費用部分に同じです。	保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した費用※で社会通念上妥当な金額をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通じて救援者費用等保険金額を限度とします。 ※治療・救援費用の救援費用部分の①~⑥に同じです。 (注)「⑤現地からの移送費用」については、払戻しを受けた金額、負担することを予定されていた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	治療・救援費用の救援費用部分に同じ です。			
入一 時金 (※)	🙀 入院された場合、1 回のケガ、病気につき 1 回を限度として入院一時金額の全額をお支払いします。 💮 🔭 疾病治療費用部分に同じです。					
旅行事故費用(※)	海外旅行中に生じた予期せぬ社会通念上妥当な通常負担さた。 を通じて①~⑥の合計で保険①交通費②ホテル等客室料(⑦身の回り品購入費(注3) (注1)公的機関、交通機関、宿泊機がなされるものに限ります。 (注2)③食事代は次のa.またはb保険期間を通じで機のもます。 指乗不能、または、指乗のの事業をも、指乗した航空機のを理解した、 を利用できない場合 (注3)⑦身の回り品購入費は、被の到着後6時間以内に、予以内で、かつ手荷物が到着いします。	次の事由によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取る べき者の故意、重大な過失、法令違反 ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・無資格運転・酒気帯び運転・麻薬等を 使用しての運転中に生じた事故 ・被保険者に対する刑の執行 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取* ・放射線照射、放射能汚染 ・運行時刻が定められていない交通機関の 遅延または欠航・運休 ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらが原因の病気 ・歯科疾病 ・むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ・山岳登はん、ハンググライダー搭乗、自動車などの乗用具による競技・興行・試運転、航空機操縦などの間に生じたケガ など				
寄託手荷物	被保険者が航空会社に運搬を以内に、予定していた目的地に手荷物が到着するまでの間に金としてお支払いします。なお①下着、寝間着などの必要不可②洗面用具、かみそりなどの生	次の事由によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失、法令違反・地震、噴火またはこれらによる津波・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取*・放射線照射、放射能汚染				
航空機遅延費用	次のいずれかに該当した場合としてお支払いします。 ①搭乗する予定だった航空様事業者の搭乗予約受付業務時刻から6時間以内に代替②搭乗した航空機の遅延など時刻から6時間以内に代替(注)ホテル等客室料、食事代、ホーを利用した場合の費用、国際通常負担される金額をいいま地変更の場合はその着陸地)	場合は、補償が重複することがあります。				

特約をセットする場合のご注意 被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合 ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

[※]この補償項目はフリータイプでご契約いただくことはできません。
※「テロ危険補償特約」が自動的にセットされるため、テロ行為を含みません。
★「一時帰国中補償特約」が自動的にセットされるため、保険期間の中途で一時帰国した場合、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者であるときは、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者であるときは90日間を限度に旅行行程中とみなして、傷害死亡、傷害後遺障害、疾病死亡、傷害治療費用、疾病治療費用、治療・救援費用、個人賠償責任を補償します。ただし、「数次海外旅行者特約」をセットされていない場合に限ります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件など

1 商品の仕組み

海外旅行保険は、被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中 に急激かつ偶然な外来の事故によるケガをされた場合などに保険金 をお支払いします。

この保険は、海外旅行中の事故を補償の対象としていますので、 既に海外で滞在中の方、帰国予定のない方や海外に永住される方 などを被保険者としてご契約いただくことはできません。

〔被保険者について〕

申込書の被保険者本人欄に記載のご本人となります。

ご希望によりセットいただける主な特約とその概要

この保険には、被保険者や同行予約者、その親族などの死亡・入院 などにより、海外旅行を中止または中途で帰国された場合の取消料 や中途帰国費用などをお支払いする旅行変更費用特約をご希望に よりセットすることができます。

保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は、海外旅行のためにご自宅を出発されてからご自宅に 戻られるまでの旅行期間に一致させてご契約ください。また、実際に ご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

なお、保険期間が3か月を超えるご契約については、お引き受け できませんのでご了承ください。

4 引受条件(ご契約金額など)

保険金額(ご契約金額)などの設定については、次の点にご注意く ださい。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書に てご確認ください。

- (1) ご契約金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正 な金額となるように設定してください。
- 他の傷害保険契約を既にご契約されている場合には、ご契約 金額を制限させていただくことがあります。

保険料は保険金額・保険期間などにより決定されます。また、実際 にご契約いただく保険料については、申込書にてご確認ください。

保険料の払込方法

保険料は、ご契約と同時に全額を一時にお支払いください。 なお、クレジットカードによりお支払いいただくこともできますが、 特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意 ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員または弊社 までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち 未経過であった期間に対して弊社の定めるところにより保険料を 返還いたします。

スーツケースが壊れた、修理に持っていくのは面倒…

スーツケース引取り 修理サービス

※携行品特約セットの場合

スーツケースなどが破損した事故の時は、ご自宅まで直接スーツケース などをお引取りに伺い、専門の修理業者が修理を行った後、ご自宅まで お届けいたします。発送費用も含めて立替いただく手間が省けます。



お客さまの 続 き は 簡単です

事故の報告を富士火災宛 に連絡していただきます。 (富士火災から修理業者に 修理希望の連絡をします。)

修理業者から引取り 希望日などの確認連 絡をします。

運送業者が引取りに 伺います。

修理されたスーツケースなど をご自宅にお届けします。

(注)次のような場合は本サービスのご利用はできません。

- ・擦り傷や塗料のはがれなどの機能に支障をきたさない外観の損傷など、 携行品保険金のお支払いの対象とならない場合
- ・海外において本サービスをご希望される場合

- ※1「スーツケースなど」とは、スーツケースの他、バッグ類を含みます。
- 富士火災が修理業者へ保険金として修理費用を直接お支払いするサービスです。 本サービスは富士火災と(株)山澤工房(兵庫県西宮市)との提携でご提供します。 修理不能の場合には富士火災よりご連絡いたします。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」) をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款(ご契約のしおり)をご覧いただけます。ご契約時にWeb 約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、 -定額を 弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。 弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日:午前9:00~午後6:00 (年末年始を) ●土日祝:午前9:00~午後5:00 (除きます。)

事故の受付・ご相談は…

お問い合わせは

セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

ご相談は… 富士火災 電話番号はおかけ間違えのないように 富士火災 お客さまの声室

0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平 日:午前9:00~午後7:00

弊社との間で問題を解決できない場合は・ -般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター 0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。) 電話料金はお客さま負担となります

●保険料お支払いの際は、「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士 火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●事故が発 生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターま でご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保 内谷は恢安の記明です。計しくは取扱代理店・営業社員にこ思えください。●学社の損害保 쨪募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています ので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊 社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通 知の受領などの代理業務も行っています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合に は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それ ぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20

http://www.fujikasai.co.jp/

TEL.03-5400-6000(大代表)